

平成30年6月1日

ク リ ー ニ ン グ 師 各 位

(公財) 青森県生活衛生営業指導センター
青森県各地域県民局地域健康福祉部保健総室
(県保健所)

青 森 市 保 健 所
八 戸 市 保 健 所

「ク リ ー ニ ン グ 師 研 修」 の ご 案 内
「特別管理産業廃棄物管理責任者資格取得講習」のご案内

クリーニング師研修については、(公財) 全国生活衛生営業指導センターが青森県知事の指定を受け、(公財) 青森県生活衛生営業指導センターが実施することとなりました。

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、クリーニング業法によりクリーニング業務に従事した後1年以内に、また、その後は、3年に一度、研修を受けることが義務付けられております。

つきましては、今年度のクリーニング師研修を下記のとおり開催しますので、是非受講されるようお願いします。

また、「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習を第1型開催各会場にて実施いたします。資格を取得していない方に受講をお勧めします。

記

1 開催日時

別添 【クリーニング師研修・業務従事者講習】 をご覧ください

別添 【「特別管理産業廃棄物管理責任者」資格取得講習のご案内】 をご覧ください

2 受講手続等

別添 【「クリーニング師研修」の案内】 をご覧ください

3 申込書

- ・クリーニング師研修受講申込書（第1型）：青色の用紙
- ・(通信制) クリーニング師研修受講申込書（第2型）：ピンクの用紙

4 同封チラシ

- ・お客様は安全・安心を求めています。3年に一度は受けましょう。

平成30年6月1日

クリーニング所開設者（取次店） 各 位

（公財）青森県生活衛生営業指導センター
青森県各地域県民局地域健康福祉部保健総室
（県保健所）

青 森 市 保 健 所
八 戸 市 保 健 所

「クリーニング業務従事者講習」のご案内

クリーニング業務従事者講習については、（公財）全国生活衛生営業指導センターが知事の指定を受け、（公財）青森県生活衛生営業指導センターが実施することとなりました。

クリーニング所の営業者は、クリーニング業法により、業務に従事する方から営業者が選んだ方に、クリーニング営業開始の日から1年以内に、また、その後は、3年に一度、講習を受けさせることが義務付けられております。

つきましては、今年度のクリーニング業務従事者講習を下記のとおり開催しますので、該当される方に講習を受けさせるようご配慮をお願いします。

記

1 開催日時

別添 【クリーニング師研修・業務従事者講習】 をご覧ください

2 受講手続等

別添 【「クリーニング業務従事者講習」の案内】 をご覧ください

3 申込書

- ・クリーニング業務従事者講習受講申込書（第1型）：緑色の用紙
- ・（通信制）クリーニング業務従事者受講申込書（第2型）：黄色の用紙

4 同封チラシ

- ・お客様は安全・安心を求めています。3年に一度は受けましょう。

このクリーニング業務従事者講習のご案内は全ての店舗に送付しております。既に受講され、対象者がいない店舗につきましてはご容赦ください。